

# 大桑村災害時要援護者避難支援計画

平成26年1月

大 桑 村

## 目 次

### 第1章 総 則

第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 基本的な考え方	1
第4 避難支援体制の整備方針	1
1 対象者	
2 対象地域	
3 対象災害	
4 避難支援者	

### 第2章 災害時要援護者情報の把握と避難支援個別計画の作成

第1 要援護者情報の把握	2
1 村による要援護者情報の把握（公助）	
2 地域による要援護者の把握（自助・共助）	
第2 災害時要援護者避難支援個別計画票の作成	3
1 基本的な考え方	
2 作成方法	
3 個別計画票の確認	
第3 個別計画票の適正管理	4
1 管理・保管	
2 使用	

### 第3章 災害時要援護者避難支援体制の構築

第1 避難支援の内容	4
1 避難所等の安全な場所までの避難行動支援	
2 避難所等での避難生活支援	
第2 避難支援における役割	5
1 村の役割	
2 地域の役割	
第3 避難に必要な資機材の確保	6
1 村の役割	
2 地域の役割	
第4 要援護者の状況に配慮した避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施	6
1 村の役割	
2 地域の役割	

第5章 安否（避難）確認情報の収集体制	7
1 情報収集	
2 支援者からの報告	
第4章 避難所等における支援体制の整備	
第1 避難所について	7
1 避難所の開設	
2 避難所等での生活支援	
3 自宅で生活する要援護者への生活支援	
4 避難施設等の整備	
第2 福祉避難所について	9
1 福祉避難所の指定	
2 福祉避難所の開設	
第3 広域支援体制の確立	9
第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備	
第1 避難準備情報等の提供	9
第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	10
第3 情報伝達体制の整備	10
1 地域における情報伝達体制	
2 防災関係機関及び福祉関係機関への情報伝達体制	
第4 多様な情報伝達手段の整備	10
【参考】	11

(様式第1号)

(様式第2号)



## 第1章 総 則

### 第1 計画の目的

この災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）は、災害時における要援護者（以下「要援護者」という。参考※1）への避難支援を適切かつ円滑に実施するために、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」を踏まえ、その基本的な考え方と自助・共助・公助（参考※2）の役割を明らかにし、大桑村（以下「村」という。）における要援護者の避難支援体制を確立することを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

この計画は、大桑村地域防災計画の中に位置づけられた「災害時要援護者計画」を具体化したものである。

### 第3 基本的な考え方

村は大桑村地域防災計画等に基づき、村民の防災意識の向上に努めるとともに関係機関との連携を図ることにより、災害発生時における迅速な対応に努める。

要援護者への個別の支援については、要援護者の自助及び地域住民の活動による共助を基本とするが、村と地域社会が連携し要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

### 第4 避難支援体制の整備方針

#### 1 対象者

避難支援の対象者は要援護者とする。

#### 2 対象地域

要援護者の避難支援体制の対象地域は、村全域とする。

#### 3 対象災害

要援護者の避難支援体制の対象とする災害は、主に風水害、地震時における避難支援対策を想定して整備し、その他の災害についても必要に応じて対象とするものとする。

#### 4 避難支援者

避難支援者（以下「支援者」という。）は、災害発生時に要援護者のもとに容易に駆けつけることができる近隣住民等で、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援ができる人とする。ただし、

支援者は、あくまで日頃の近隣との交流に基づき、善意により支援を行う人であるため、災害発生時において支援ができなかつたとしても責任を負うものではない。

## 第2章 災害時要援護者情報の把握と個別支援計画の作成

### 第1 要援護者情報の把握

避難支援の実施に当たっては、要援護者の状況を把握することが重要であり、一定の個人情報を行政機関と地域住民などとの間で共有することが大切である。

しかしながら、地域の実情や、要援護者本人の情報共有に対する意識の差異、あるいは、個人情報保護等の観点から、同一の情報を行政機関と地域住民との間で共有するためには課題も多い。

このようなことから村では、以下の方法により情報の把握を行うものとする。

#### 1 村による要援護者情報の把握（公助）

村は、要援護者を把握するため、福祉健康課等で保有している情報をもとに災害時要援護者台帳（様式第1号）（以下「台帳」という。）の作成を行う。この台帳情報については、行政機関以外の団体・個人に対して提供は行わないものとする。

##### （1）台帳の対象者

台帳に登録する対象者は、大桑村災害時等要援護者支援制度実施要綱（平成17年告示第69号）第2に該当し、現に大桑村内に居住する以下のものとする。

- ① 65歳以上の一人暮らしの者及び65才以上のものの世帯
- ② 要支援・要介護認定を受けているもの
- ③ 身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けているもの
- ④ 療育手帳（A1・A2）の交付を受けているもの
- ⑤ 精神障害者手帳（1・2級）の交付を受けているもの
- ⑥ ③から⑤以外の障害者手帳を所持する者のうち単身者又は障害者のみで世帯を構成するもの
- ⑦ その他災害から自らを守るために安全に避難するなどの一連の行動に支援を要する者又は避難生活において支援を要するもの

##### （2）福祉避難所の対象者（参考※3）

要援護者のうち、一般の避難所での生活が困難と考えられるもの

##### （3）台帳の活用方法

次の①②を活用目的とし、具体的な活用方法については、別に定めるものとする。

### ① 平常時における活用

平常時は、防災施策として災害発生時において迅速な支援ができるよう、要援護者の諸情報を整理し、当該資料に基づき次に掲げる計画の策定等を行うものとする。

- ア 要援護者用物資の重点配布
- イ 医療・福祉関係従事者等の人的配置
- ウ 関係機関との連携及び協定の締結
- エ 福祉施設・医療機関への搬送

### ② 災害時における活用

災害発生時においては、要援護者の安否状況を迅速に把握し、行方不明時の公的機関による捜索や避難生活における必要な支援の実施に活用するものとする。ただし、大桑村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条第2項第3号に該当すると村長が判断した場合は、行政機関以外の団体等にも提供し、協力を求める。

#### （4）台帳の追加・更新

台帳は原則として、年1回は追加・更新を行い、関係者からの届出があったときは、速やかに最新の情報に更新する。

#### （5）個人情報の保護

台帳の取扱いについては、個人情報保護条例を遵守する。

## 2 地域による要援護者の把握（自助・共助）

地域住民は、安否確認や避難所等の安全な場所までの避難行動支援に役立てることを目的に「災害時住民支えあいマップ」（以下「マップ」という。）の作成時に要援護者の居住や生活状況等をできるだけ把握するよう努めるものとする。村及び社会福祉協議会は、マップの作成に必要な支援を行うものとする。

## 第2 災害時要援護者避難支援個別計画票の作成

### 1 基本的な考え方

災害時避難支援個別計画票（以下「個別計画票」という。）の作成は、地域住民の協力のもと、要援護者と支援者間において作成するものとする。村と社会福祉協議会は、作成にあたっての必要な支援を行うものとする。

個別計画票は、要援護者とその支援者等が当該要援護者に必要な支援内容を認識するための手段であるため、当事者間で支援内容の共通認識ができていれば、個別計画票は作成する必要がないものとする。

また、必要に応じて、一人暮らし高齢者等に配布している救急医療

情報キットの情報も活用するものとする。

## 2 作成方法

個別計画票は、災害時要支援者台帳兼避難支援者個別計画票(様式第1号)(以下「個別計画票」という。)を用いて次の各時点で作成する。

- (1) マップを作成するとき、又は見直しを行うとき。
- (2) 個別計画が必要な者が把握され(要援護者本人又は家族の同意が得られ)たとき。

## 3 個別計画票の確認

要援護者及び支援者による確認を行い、避難支援体制の確立を図る。

## 第3 個別計画票の適正管理

### 1 管理・保管

個別計画票の原本は、福祉健康課が保管し、必要に応じて適宜内容を更新するものとする。

### 2 使用

個別計画票は、避難支援に関係する目的以外に使用してはならない。

## 第3章 災害時要援護者避難支援体制の構築

### 第1 避難支援の内容

#### 1 避難所等の安全な場所までの避難行動支援

大規模災害時には、公的機関による避難誘導等はほとんど期待できないと推測される。日頃の近隣住民の支え合いの延長線上に災害時における要援護者への避難支援等があることから、避難行動支援は、自助・共助を基本とする。

避難支援の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 安否確認
- (2) 救助・救出
- (3) 避難誘導等

#### 2 避難所等での避難生活支援

避難所等での生活では、要援護者は生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境を提供し物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していないため避難所に避難する必要がなく、自

宅で生活を送る場合においても、ライフラインの途絶等により飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要援護者の健康状態等によっては医療機関への搬送も考慮する必要がある。

このような様々なケースに対応するためには、要援護者の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が重要となる。

避難生活支援の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 要援護者の避難状況やニーズの把握
- (2) 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請
- (3) 避難スペースの優先的提供
- (4) 情報の優先的提供
- (5) 支援物資の優先的支給
- (6) 介助等の実施

## 第2 避難支援における役割

### 1 村の役割

村は、村全体の計画策定や自助・共助では困難な関係機関との連携の構築など、全体的な役割を担うものとする。

#### (1) 平常時

村は、避難支援体制の検討・策定等を行うものとする。また、災害時要援護者情報の把握と個別支援計画の作成において、必要な支援を行う。

#### (2) 災害時

災害発生時における要援護者の避難状況の把握や災害対策本部等への報告、避難所、福祉避難所の設置や運営を行うものとする。

避難所開設時においては、要援護者の避難状況やニーズの把握を行い、災害対策本部に報告するとともに、要援護者に対する優先的な対応を行うものとする。なお、収集する避難者情報の内容や具体的な要援護者に対する対応等については、別に定めるものとする。

#### (3) 平常時・災害時共通

村の各担当は、大桑村地域防災計画等に基づき、要援護者支援に必要な各種業務を実施するものとする。

### 2 地域の役割

地域住民は、各地域内に居住する要援護者の支援を実施するものとする。

#### (1) 平常時

「第2章第1の2」及び「第2章第2」のとおり

## (2) 災害時

### ① 避難行動支援

事前に把握した要援護者の所在や支援内容に基づき、安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。また、あらかじめ要援護者の把握や支援者の決定を行っていない場合にあっても、日頃の近隣との交流を基本とした安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。

### ② 避難生活支援

事前に把握した要援護者の支援内容を参考に、避難生活支援を実施するものとする。また、あらかじめ要援護者の把握や支援者の決定を行っていない場合にあっても、日頃の近隣との交流を基本とした避難生活支援を実施するものとする。

## 第3 避難に必要な資機材の確保

### 1 村の役割

村は、地域における防災資機材の整備を実施する。

### 2 地域の役割

各地域は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

## 第4 要援護者の状況に配慮した避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施

### 1 村の役割

村は、要援護者の状況に配慮した避難支援方法について、大桑村地域防災計画による研修会、広報誌、ホームページ等を通じて、住民に周知するものとする。また、要援護者の避難支援について関係機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

### 2 地域の役割

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と支援者を含む地域住民との信頼関係が不可欠であることから、地域住民は、普段から声かけや見守り活動等を積極的に行い、地域内の連携強化に努めるものとする。

また、地域住民や要援護者、支援者が参加する避難支援訓練の実施に努め、要援護者の居住情報の共有化、避難情報等の伝達方法の確認、具体的な避難支援方法や避難経路の安全性の検証等を行うものとする。

## **第5章 安否（避難）確認情報の収集体制**

### **1 情報の収集**

村は、要援護者の安否（避難）情報を収集し、災害対策本部に報告する。

### **2 支援者からの報告**

支援者は、要援護者を避難所へ移送したときや要援護者の親戚宅等への避難情報等を得たときは、災害対策本部に報告する。

## **第4章 避難所等における支援体制の整備**

### **第1章 避難所について**

#### **1 避難所の開設**

村は、大桑村地域防災計画に基づいて避難所の開設を行う。開設に当たっては、本計画の第5章に示した情報伝達体制により住民への周知を図る。

また、避難所の運営は、大桑村地域防災計画（避難収容及び情報提供活動計画）に基づいて行うものとする。

#### **2 避難所等での生活支援**

村は、避難所における要援護者への生活支援として、関係機関と協力し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。なお、具体的な避難生活支援の内容等については、別に定めるものとする。

##### **(1) 要援護者の避難状況やニーズの把握**

村及び地域住民は、要援護者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要援護者の避難状況やニーズの把握に努めるものとする。

##### **(2) 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請**

村は、要援護者の避難状況やニーズをまとめ、関係機関への支援要請を行うものとする。

##### **(3) 避難スペースの優先的提供**

村は、地域住民や避難者の協力のもと、要援護者の避難状況に応じて、身体障害者用トイレやスロープ、避難生活が長期化することに備えた畳・マット等の確保に努めるものとする。なお、これらの設備について、平常時から関係機関等と協定を締結するなどにより、環境整備に努める。また、避難所内において、冷暖房機器等が設置されているなどの過ごしやすい環境が整っている部屋等を要援護者へ優先的に提供するものとする。

##### **(4) 情報の優先的提供**

村は、地域住民の協力を得て、避難生活に必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(5) 支援物資の優先的支給

村及び地域住民は、支援物資の支給に当たって、要援護者に必要な物資を優先的に支給するよう努める。なお、村は、発災後、速やかな支援物資の支給を行うために、事前に関係機関等と協定を締結するなどの対策を講じるよう努めるものとする。

(6) 介助等の実施

避難生活が長期化する場合、村は、地域住民や関係団体等の協力を得て、健康相談や二次的健康被害（エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するよう努めるものとする。また、介助や医療行為が必要となる要援護者については、避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、医療機関への入院・搬送等に努める。

なお、村は、発災後、速やかな対応をとるために事前に関係機関等と協定を締結するなどの対策を講ずるよう努めるものとする。

### 3 自宅で生活する要援護者への生活支援

村及び地域住民は自宅にとどまる要援護者に対して、避難所と同様に必要な生活支援を実施する必要があることから、自宅で生活する要援護者への生活支援として、主に次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 要援護者の避難状況やニーズの把握

自宅で生活する要援護者への支援を実施するため、地域住民は、要援護者の生活状況やニーズの把握に努めるものとする。

(2) 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

地域住民は、地域内の避難状況やニーズをまとめ、最寄りの避難所を通じ、災害対策本部に対し要望を行うものとする。

(3) 情報の優先的提供

村は、地域住民の協力を得て、ライフラインの復旧の見込み等、生活上必要な情報の提供に努める。

特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(4) 支援物資の優先的支給

村は、地域住民からの要望があったときは、避難所に対する支援物資と同様に、物資を支給する。原則として、要望のあった地域住民への直接的な支給は行わず、要望を受けた避難所に支援物資を運

搬するものとする。地域住民は、避難所に届けられた支援物資を地域内に運搬するとともに、要援護者への優先的な支給に努めるものとする。

なお、地域住民は、避難所への支援物資の到達状況について、定期的に確認を行うものとする。

#### (5) 介助等の実施

村は、地域住民からの要請があったときは、要援護者の福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、医療機関への入院・搬送等に努めるほか、地域や関係団体等の協力を得て、在宅支援の実施に努める。

### 4 避難施設等の整備

村は、避難所に指定した施設の通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化等に努める。

## 第2 福祉避難所について

### 1 福祉避難所の指定

村は、要援護者が相談等の支援が受けられるなど、安心して生活できる環境が整備された福祉避難所を確保するため、対象施設の管理者等と協定を締結するなど、福祉避難所の指定に努める。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適し、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易な社会福祉施設等を選定するものとする。

ただし、福祉避難所に適した社会福祉施設等が不足する場合は、宿泊施設等の借り上げにより対応するものとし、村は、事前に対象施設の管理者等の協力を得て、必要数の確保に努めるものとする。

### 2 福祉避難所の開設

村は、災害発生時において、要援護者の避難状況を勘案し、福祉避難所を開設するものとする。

## 第3 広域支援体制の確立

村は、大規模災害により村内の避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。

## 第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

### 第1 避難準備情報等の提供

村は、要援護者が避難行動を開始するための情報及び支援者が要援護者への避難支援を開始するための情報（以下「避難準備情報等」という。）を提供する。また、村は、要援護者の避難行動が比較的長い時間 を要することを考慮し、安全な避難行動ができるように配慮する。

## 第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

村は、要援護者に対する避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する。判断基準は、対象とする自然災害ごとに定めるものとする。

## 第3 情報伝達体制の整備

### 1 地域における情報伝達体制

村は、防災行政無線や広報車等を活用して避難準備情報等を提供する。また、発令した避難準備情報等が要援護者や支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民に確実に届くよう、村及び地域住民は、電話や訪問等の双方向を基本とする情報伝達体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関及び福祉関係機関への情報伝達体制

村は、避難準備情報等の防災関係機関及び福祉関係機関への積極的な情報提供を行う。情報伝達方法は、大桑村地域防災計画に基づき行うものとする。

## 第4 多様な情報伝達手段の整備

村は、要援護者の状況に応じた多様な情報伝達手段の整備に努め、その中から要援護者の身体的特性等に応じたものを選択する。

(例) 視覚障害者

- ・防災行政無線、広報車、電話、個別訪問など

聴覚障害者

- ・ファクシミリ、電子（携帯）メール、文書など

## 【参考】

### ※1 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)

### ※2 自助・共助・公助

#### 自 助

自分ができることを自分自身で行う。「自らの身の安全は自らが守る。」

(例) 要援護者本人とその家族による災害への備え

(家具の転倒防止、家族との連絡方法の確認、地域活動への参加など)

#### 共 助

個人の力だけでは解決が困難なことを地域で協力して行う。「自分たちのまちは自分たちで守る。」

(例) 近隣住民による要援護者への支援

(要援護者の所在等の把握、安否確認、避難支援など)

地域住民、民生・児童委員、消防団などによる要援護者支援活動

(避難支援訓練の実施、安否情報の確認方法、ニーズの集約など)

#### 公 助

課題が専門的である、広域的であるなど、個人や地域の力では解決できないことを自治体や消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

(例) 行政機関による各種計画の策定や災害時に備えた関係機関との連携

※ 災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の体制を整えておくことが重要である。

### ※3 福祉避難所

生活相談職員等の確保が比較的容易であり、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた避難所